

整理番号	経-法不-11
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	商店街振興組合への業務改善命令
概要	商店街振興組合が本来の目的に反して運営等を行っている場合などに行政庁（大阪市長）が必要な措置をとるべき旨を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	商店街振興組合法第85条
処分基準	第83条の報告の徴収又は、第81条第2項並びに第84条の検査の結果 ・商店街振興組合の業務、会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約に違反していると認めるとき ・商店街振興組合の運営が著しく不当であると認めるとき 第85条 行政庁は、前条第1項の規定により報告を徴し、又は第81条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
ホームページ	
備考	